

令和7年度栄養教諭5年経験者研修 実施計画

宮城県教育委員会

1 目 的

栄養教諭としての経験を踏まえ、専門的・実践的な研修を行い、食に関する指導のリーダーとしての役割を果たすために必要な指導力と実践力の向上を図る。

2 主 催

宮城県教育委員会

3 対 象

小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校に在籍し、教職経験5年経過6年目の栄養教諭（以下、「研修教員」という。）とする。 ※過年度未研修教員を含む。

【留意事項】

- (1) 県外及び私立の学校の栄養教諭経験年数は当該在職期間に通算する。ただし、学校栄養職員及び学校以外の公的機関（自然の家は除く）での在職期間は除算する。
- (2) 臨時的に任用された期間は、当該在職期間に通算しない。
- (3) 在職期間のうち、次に掲げる期間が引き続き1年以上ある場合は、その期間の年数（1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を当該在職期間から除算する。
 - イ 休職等又は停職により現実に職務を執ることを要しない期間
 - ロ 育児休業をした期間
 - ハ 配偶者同行休業等をした期間
 - ニ 職員団体の役員として専ら従事した期間
- (4) 次の者は対象者から除く。
 - イ 臨時的に任用された者
 - ロ 他の任命権者が実施する栄養教諭5年経験者研修に相当する研修を受けた者

〈在職期間の計算（例）〉

例1 受講対象

年度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
採用後年数	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目
在職年数	1年	2年	3年	4年	5年	6年
						受講対象

※他県で養護教諭5年経験者研修に相当する研修を受講している場合、受講対象外となる。

例2 受講対象（除算期間なし）

年度	R 2		R 3		R 4		R 5		R 6		R 7	
採用後年数	1 年目		2 年目		3 年目		4 年目		5 年目		6 年目	
在職年数	1 年	2 年	休職	3 年	4 年	病休	5 年	休職	6 年			
										受講対象		

※休職の合計が12か月以上とはなるが、年度全体の休みではないため、除算なしとなる。

例3 受講対象外（除算期間あり）

年度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
採用後年数	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目
在職年数	1年	2年	産休 3年	育休 19か月 (4か月 + 12か月 + 3か月)	4年	5年
						R8以降受講対象

産休期間は除算しない。

R4年度の4か月とR6年度の3か月の育休期間は、それぞれ1年未満なので除算しない。

4 内 容

(1) 校外研修（3日）

No.	研修名 身に付ける資質能力	期日及び対象	研修内容	会場
1	専門研修 1 授業力 生徒指導力 子供理解 支える 情熱 人間性 研鑽力	令和 7 年 7 月 2 5 日（金） （栄養新規・5 年・中堅合同）	講義「栄養教諭の資質と食に関する指導の推進」 協議「給食指導と食育推進における課題」 講義・演習「食の現状と課題」	総合教育センター
2	専門研修 2 授業力 生徒指導力 子供理解 支える 情熱 人間性 研鑽力	9 月 4 日（木） （栄養新規・5 年・中堅合同）	講義・見学「特別支援学校における給食指導」 授業参観「学校給食における ICT 活用」 協議「給食指導の実際」	県内特別支援学校
3	専門研修 3 授業力 生徒指導力 子供理解 支える 情熱 人間性 研鑽力	1 1 月 2 8 日（金） （栄養新規・5 年・中堅合同）	講義「これからの栄養教諭の役割」 実践発表「食育推進における取組」	総合教育センター

※ ☐ は研修を通して身に付ける資質能力（「みやぎの教員に求められる資質能力【栄養教諭】」より）

イ 専門研修について

- （イ）研修の詳細については、Mナビオンライン受講管理システム（研修会情報）に掲載する。
- （ロ）総合教育センターで担当する。
- （ハ）総合教育センター又は各所属校を会場として実施する。
- （ニ）専門研修 1、3 については、栄養教諭の新規採用者及び中堅合同の研修会として実施する。

ロ 校外研修の受講に係る留意事項

- （イ）栄養教諭 5 年経験者研修は、悉皆研修である。そのため、やむを得ない理由以外による欠席、遅刻、早退若しくは欠課（以下、「欠席等」という。）は認めない。
- （ロ）欠席等する場合、教頭等は地教委に連絡し、指示を仰いだ上で総合教育センター教職研修班（0 2 2-7 8 4-3 5 5 8）に電話連絡し、その後、速やかに欠席届（センター様式第 1 号）を提出する。
- （ハ）欠席等した研修は、総合教育センターから課される自己研修（所属校で実施する）によって補完する。その内容等については、研修担当指導主事から直接指示を受ける。
- （ニ）自己研修で補完できない場合、原則として、**補完できなかった研修のみ**次年度以降受講とし、校内研修報告書（様式 1）は、本研修のすべてを受講した年度末に作成し、所定のルートで提出する。
- （ホ）「延期願」（センター様式第 2 号）は、年度ごとに許可されるため、原則として年度始め 4 月の早い段階に提出する。前年度に引き続き延期する場合も、毎年 4 月に提出する。

文書名	様式	作成者	提出期限
欠席届	センター様式第 1 号	校長	電話連絡後速やかに提出。 ※県立学校はウェブメール可。
期日変更・延期願 ※延期者がいる場合のみ	センター様式第 2 号	校長	年度始め 4 月の早い段階で提出。 ※市町村立学校は、地教委から示された期日に従う。

※上記様式は総合教育センターのホームページからダウンロードし、活用すること。

※総合教育センターへの提出は「総合教育センター所長（教職研修班扱い）」とする。

(2) 校内研修（学校ごとの計画による）

- イ 1 日 3 時間を目安とし、関係学校及び関係調理場の実情に応じて計画的・弾力的に実施すること。ただし、研修日は 2 日以上、かつ研修時間は合計 6 時間以上となるようにすること※¹。
- ロ 学校の教育活動の実情に応じて工夫し、校長、副校長、教頭、主幹教諭及び教諭（教務主任、給食主任、保健主事）等の指導助言の下、年度当初に研修計画を作成する。その際、あらかじめ各学校の年間計画や月間計画に組み入れるなど、確実に実施できる措置を講ずる。
- ハ 研修内容は、食に関する授業実践を通じた研修及び食に関する指導のリーダーとしての課題解決を図る研究を行うものとする。

- ニ 校内研修において重点的に実践したものを踏まえて研究をし、その実践内容は校外研修（専門研修3）で実践発表する。

※1

例1 1日3時間×2日

計 2日（6時間）

回	時 間	内 容	
1	1時間	研究	「食育推進」の課題に向けて 一食に関する学校課題と地域の特色を生かした献立一
	2時間	実践	「食育推進」を教材とした学習指導案の作成
2	1時間	実践	校内公開授業
	1時間	実践	事後検討会
	1時間	研究	研修のまとめ 実践発表会に向けて

例2 1日1時間×6日

計 6日（6時間）

回	時 間	内 容	
1	1時間	研究	「食育推進」の課題に向けて ・地域の特色を生かした食に関する指導と教科の連携について検討
2	1時間	実践	「食育推進」の課題に向けて ・具体的な指導場面を想定した指導方法
3	1時間	実践	「食育推進」の課題に向けて ・教材教具の工夫等
4	1時間	実践	校内公開授業
5	1時間	実践	事後検討会
6	1時間	研究	研修のまとめ 実践発表会に向けて

5 関係様式

文書名	様式	作成者	提出期限
校内研修報告書	様式第1号（P.4）	校長	※市町村立学校は、地教委から示された期日に従う。 締切：令和8年2月27日（金）

※提出は、

【市町村立学校】学校→市町村教育委員会→教育事務所→総合教育センター

【県立学校】学校→総合教育センター

が所定ルートとなる。

※記載の提出期限は総合教育センターの期限である。地教委へは2週間程度前に提出となる。

※報告様式の公印は省略する。

※各種様式は総合教育センターのホームページからダウンロードが可能である。



【様式ダウンロード】